

審査請求の方法

2011.10.22

特許出願後3年以内に、必要であれば、審査請求を行います。

1. 減免・軽減措置の対象ではないかチェック。

学生は減免措置の対象です。多くの場合、免除されます。

「減免制度について」の項目を見てください。

2. 市役所で、各種証明書を発行してもらう。

免除される学生は、市町村民税(非)課税証明書を、市役所へ行って購入します。

該当する条件で必要な書類を準備します。

3. 必要書類を郵送。

書類は、「審査請求料減免(軽減)申請書」とともに郵送します。

[書き方の例]

【書類名】	審査請求料減免申請書
【提出日】	平成23年09月14日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	兵庫県神戸市
【氏名又は名称】	高専 太郎
【申請の趣旨】	特許法第195条の2第1号の規定に掲げる者
【申請の理由】	審査請求料の免除
【提出物件の目録】	
【物件名】	市民税・県民税(所得・課税)証明書1

<提出先>

〒100-8915

東京都千代田区霜が関3丁目4番3号

特許庁長官 宛

提出書類は全てコピーをとっておきます。

「**出願審査請求書**」も一緒に郵送しても手続きできますが、電子化手数料をとられるので、ここでは別にオンラインで提出します。

4. 「**出願審査請求書**」をオンライン出願。

審査請求と言うので、インターネット出願ソフトの請求タブで操作しそうになりますが、出願タブにより手続きを行います。

方法は、「**インターネット出願の方法**」をご覧ください。

5. 受領書を受け取る。

オンラインでも送られてきますが、郵送もされてきます。

両方保存しておきます。

まとめ

<提出書類>

- ・市町村民税(非)課税証明書
 - ・審査請求料減免(軽減)申請書
 - ・出願審査請求書
- 郵送かオンライン